

重 要 事 項 説 明 書

1. 事業者概要

法人名 医療法人社団 福寿会
所在地 神奈川県愛甲郡愛川町角田 281-1
代表者名 理事長 伊藤 忠弘
電話番号 Tel 046-284-2121 Fax 046-284-2345

2. 事業所概要

事業所名 訪問看護ステーションホット北部
指定番号 1462990018
URL hokubu.or.jp
所在地 神奈川県愛甲郡愛川町角田 281-1
電話番号 Tel 046-285-2455 Fax 046-284-3353

3. 事業の目的と運営方針

事業の目的

居宅において、主治医及びケアマネジャーが訪問看護の必要を認めた利用者に対して、適切な訪問看護を提供することを目的とします。

運営の方針

- (1) 訪問看護ステーションホット北部（以下、本事業所という）の看護師その他の従業者は、利用者の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において要介護状態の軽減又は悪化防止に資するように、療養上の目標を設定して支援します。
- (2) 事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業所、関係区市町村、地域の保健・医療福祉関係機関との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
- (3) 本事業所は、必要なときに必要な訪問看護が行えるよう事業実施体制の整備に努めます。

4. 本事業所の職員体制（令和6年4月1日現在）

管理者(看護師)	常勤	1名	
看護師	常勤	2名	非常勤 4名
事務員	非常勤	1名	

5. 営業時間

営業日 月曜日～土曜日
*土曜日の午後。祝・休日。12月31日～1月3日を除く
営業時間 月曜日～金曜日：午前8時45分から午後5時30分
土曜日：午前8時45分から午後12時45分

- * 通常の訪問看護を行う日は月曜日～金曜日
- * 緊急時訪問看護又は、24 時間対応体制をご契約の方は規定に関わらず緊急の相談、訪問を行います。

6. 営業地域

本事業所の通常の実施地域は、厚木市荻野、棚沢、鳶尾、まつかけ台、みはる野、三田、依知、関口、山際、下川入、猿ヶ島、愛甲郡愛川町全域とする。

(注) 上記以外の地域への訪問看護では交通費は実費の扱いとなります。

7. 利用料

本事業者は、利用料として介護保険法又は、医療保険関係法に規定する厚生労働大臣が定める額の支払いを利用者から受けるものとします。

利用者は、本事業所の料金表（別紙）に定めた訪問看護サービスに対する所定の利用料および、サービスを提供するうえで別途必要になった費用を支払うものとします。

利用料金の支払い方法

1.) 利用者の指定の口座から自動振替の場合

利用料は1ヶ月単位とし、当該月の利用料は翌月26日に利用者が指定する口座から振替えます。(26日が土・日・休日の場合は、その翌日)

2.) 現金払いの場合

利用料は1ヶ月単位とし、当月分を翌月ご請求させていただきます。訪問時に集金し領収書を発行します。

8. 緊急時等の対応の方法

サービス提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき、家族、主治医、救急機関、居宅介護支援事業所等に連絡します。

9. 事故発生時の対応

- (1) 訪問看護の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族等、市町村に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 利用者に対する訪問看護の提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

10. 感染症蔓延及び災害等発生時の対応

- (1) 感染症蔓延及び災害等発生時は、その規模や被害状況により通常の業務を行えない可能性があります。災害時の情報、被害状況を把握し安全を確保したうえで、利用者の安否確認や支援、主治医や関係機関との連携、必要時の訪問を行います。

- (2) 指定感染症蔓延事には通常の業務を行えない可能性があります。
感染症の拡大状況を把握し、予防対策を講じて必要な訪問を行います。

1 1. 秘密の保持

本事業所の職員は、当該事業を行う上で知りえたご利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

1 2. 高齢者への不適切な対策防止

本事業所は、利用者様等の人権の擁護・虐待等ハラスメントの防止等のために、次に挙げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 研修を通じて、従業者の人権意識の向上や知識技術の向上に努めます。
- (2) 居宅サービス計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- (3) 従業者が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整えるほか、従業者がご利用者等の権利擁護に取り組める環境整備に努めます。

1 3. 苦情申し立て窓口

- 1) 訪問看護ステーションホット北部
(担当者：高橋) 0 4 6 - 2 8 5 - 2 4 5 5
- 2) 市町村介護保険係 厚木市居住の方 0 4 6 - 2 2 5 - 2 3 9 1
愛川町居住の方 0 4 6 - 2 8 5 - 2 1 1 1
- 3) 神奈川国民健康保険団体連合会
介護苦情相談課 0 4 5 - 3 2 9 - 3 4 4 5